



埼玉県報

第243号
令和3年(2021年)
9月14日
火曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(下水道事業課)

条例

- 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例(下水道事業課)

規則

- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)

告示

- パソコン接続用外付け液晶ディスプレイに関する落札者等の公示(入札課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 東第二土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画下水道の変更の案の縦覧(下水道事業課)
- 県道所沢青梅線の供用の開始(川越県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定(川越建築安全センター)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十六号）（下水道事業課）

一 趣旨

特定都市河川浸水被害対策法等の一部改正に伴い、関連する下水道法の一部も改正された。これにより、下水道法の一部を引用している埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例において、条項ずれが生じたため改正を行う。

二 内容

(一) 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改める。
当該条例第四条で引用している下水道法「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

(二) 埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を次のように改める。

当該条例第一条、第二条及び第七条で引用している下水道法「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

三 施行期日

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日から施行する。

条 例

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年九月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十六号

埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例及び埼玉県流域下水道の構造の

技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

(埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 埼玉県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第六条第四号」を「第六条第五号」に改める。

(埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正)

第二条 埼玉県流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例(平成二十四年埼玉県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条及び第七条中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行の日から施行する。

規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十四日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇五〇

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の項中「警察署長（浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞）」の次に「、新座」を加える。

附 則

この規則は、令和三年九月十六日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年九月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

パソコン接続用外付け液晶ディスプレイ 2,905 台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15
番1号

3 落札者を決定した日

令和3年8月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ信越 長野県長野市七瀬中町161番地1

5 落札金額

41,800,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和3年6月29日

告示

埼玉県告示第千四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークフーズ新座馬場店

埼玉県新座市馬場四丁目四千一番地一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一〇〇台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時三十分から午後七時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時から午後七時三十分

（変更後）午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 一か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和四年五月四日

ニ 届出年月日

令和三年九月三日

二 縦覧期間

令和三年九月十四日から令和四年一月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年九月十四日から令和四年一月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、東第二土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年九月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|--------|-------------------------|
| 理事 | 島野 政幸 | 埼玉県比企郡吉見町大字江和井千六百二十三番地一 |
| 理事 | 荒井 保 | 同 同 同 江和井二百五十三番地 |
| 理事 | 荒井 秀明 | 同 同 同 江和井二百四十八番地 |
| 理事 | 伊藤 正幸 | 同 同 同 江和井三百四十七番地一 |
| 理事 | 田島 克美 | 同 同 同 飯島新田三百九十番地一 |
| 理事 | 田島 英次郎 | 同 同 同 飯島新田二百七十一番地 |
| 理事 | 江中 安秋 | 同 同 同 飯島新田六百六十一番地 |
| 理事 | 宮下 高義 | 同 同 同 久保田新田三百五十四番地一 |
| 理事 | 秋山 佳正 | 同 同 同 久保田新田百三十九番地 |
| 理事 | 瀬山 正治 | 同 同 同 高尾新田二百十五番地 |
| 理事 | 小林 正和 | 同 同 同 高尾新田八十四番地二 |
| 理事 | 作山 一夫 | 同 同 同 蓮沼新田百三十番地二 |
| 理事 | 柴崎 康次 | 同 同 同 蚊斗谷三十七番地六 |
| 理事 | 野原 利道 | 同 同 同 荒子四百七十九番地七 |
| 理事 | 清水 和明 | 同 同 同 川島町大字芝沼百三十六番地 |
| 理事 | 小谷野 勝男 | 同 同 同 下小見野六百五十九番地二 |
| 監事 | 田辺 義行 | 同 同 同 吉見町大字江和井七百十番地一 |
| 監事 | 野口 正太郎 | 同 同 同 大串二千七百七十二番地 |
| 監事 | 染谷 浩司 | 同 同 同 川島町大字下小見野九百三十五番地 |

| 職名 | 氏名 | 住所 |
|----|-------|------------------------|
| 退任 | 篠田有可 | 埼玉県比企郡吉見町大字和名千二百九十一番地 |
| 理事 | 秋山圭扶 | 埼玉県比企郡吉見町大字久保田新田百四十八番地 |
| 理事 | 田島英次郎 | 同 同 飯島新田二百七十一番地 |
| 理事 | 清水和明 | 川島町大字芝沼百三十六番地 |
| 理事 | 荒井秀明 | 吉見町大字江和井二百四十八番地 |
| 理事 | 小野澤博司 | 同 同 江和井五百七十番地 |
| 理事 | 野口秀夫 | 同 同 江和井千六百十二番地一 |
| 理事 | 伊藤正幸 | 同 同 江和井三百四十七番地一 |
| 理事 | 森田博 | 同 同 飯島新田二百七十五番地 |
| 理事 | 江中安秋 | 同 同 飯島新田六百六十一番地 |
| 理事 | 小林利安 | 同 同 須野子新田十番地一 |
| 理事 | 小林良久 | 同 同 久保田新田二百二十九番地二 |
| 理事 | 柴崎和男 | 同 同 高尾新田四十七番地一 |
| 理事 | 作山一夫 | 同 同 蓮沼新田百三十番地二 |
| 理事 | 柴崎康次 | 同 同 蚊斗谷三十七番地六 |
| 理事 | 岩崎和夫 | 同 同 荒子七百四十五番地一 |
| 理事 | 新井隆 | 川島町大字松永五番地 |
| 監事 | 田島悠次 | 吉見町大字飯島新田二百九十六番地 |
| 監事 | 永瀬芳和 | 川島町大字下小見野九百五十九番地 |
| 監事 | 金子勝美 | 同 同 吉見町大字江和井三百七十六番地 |

告 示

埼玉県告示第千四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年九月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画及び戸田都市計画
画下水道荒川左岸南部流域下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

さいたま市大宮区三橋二丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県下水道局下水道事業課、埼玉県荒川左岸南部下水道事務所及びさいたま市建設局下水道部下水道計画課

四 縦覧期間

令和三年九月十五日から令和三年九月二十八日まで

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年九月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

| | |
|---|----------------|
| <p>所沢青梅線</p> | <p>路線名</p> |
| <p>所沢市三ヶ島五丁目一二六五番三地 先から同市三ヶ島五丁目一二七〇番 四地先まで</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>令和三年九月十四日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>令和元年十一月一五日付け 川越県土整備事務所長告示第 八号で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長二〇・四二メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和三年九月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和三年九月七日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字笠縫三百十三―七 飯能市大字笠縫三百十七―六、三百十六―二、三百十四―一、―三、―六、―十一、―十三、―二十一、三百十二―一、―六、三百十三―一、―四、―五、―六、―十一の各一部 飯能市大字笠縫三百十七―六、三百十六―二、三百十四―一、―三、―六、―十一、―十三、―二十一、三百十二―一、三百十三―一、―五、―十一の各先</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 八十三・四 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 四・〇 |

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和三年九月七日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字笠縫二百四十八―四、二百五十二―四、三百十三―三、一八、一十</p> <p>飯能市大字笠縫三百十三―一、一六、一四、一五、一六、一九、三百十二―七、三百十四―一、一四、一九、二百五十三―三、一四、一五、二百五十二―一、一三、一五、一六、二、二百五十、二百四十九、二百四十八―二、一五、一六の各一部、飯能市大字岩沢六百十七―二十四の一部</p> <p>飯能市大字笠縫三百十三―一、一六、一三、一五、一八、一十、三百十二―七、三百十四―一、一四、一九、二百五十三―三、一四、二百五十二―一、一四、二百五十、二百四十九、二百四十八―二、一四の各先、飯能市大字岩沢六百十七―二十四の先</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 百二・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 五・〇 |

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和三年九月七日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字笠縫二百三十七―一、一七、二百三十二―三、一五、一六、二百三十六、二百三十七―三の各一部</p> <p>飯能市大字岩沢六百五十、六百五十二、六百五十三、六百五十四、千二十六、千二十五―二、千二十一―一、一三、一三、千十九―一、一三、千十八―一、一三、一三、一四、一五、一六、一七、千十七、千八―一、一三、一三の各一部</p> <p>飯能市大字笠縫二百三十七―一、一七、二百三十六、二百三十七―三、二百三十二―三、一五、一六の各先、飯能市大字岩沢六百五十、六百五十三、六百五十四、千二十六、千二十一―一、一三、一三、千十九―一、一三の各先</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 二百八十三・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 〇 十二・〇～二十三・〇 |

| | | |
|---|---|----------------------------|
| | 第二号 | 指定番号 |
| | 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 | 指定に係る 道路の種類 |
| | 令和三年九月 七日 | 指定の年月日 |
| 飯能市大字岩沢六百六十九―二 飯能市大字岩沢六百六十八、六百六十九―一、 ―三、六百七十一―四、六百七十三―四、―五、 六百七十五―一、―二、―四の各一部 飯能市大字岩沢六百八十四―一、―二、―三、 六百六十八、六百六十九―一、―二、六百七十 ―四、六百七十三―四、―五、六百七十五―一、 ―二の各先 | 飯能市大字岩沢六百六十一―一、六百六十一、六 百六十二、六百六十三―一、千十七、千十八― 三、千十八―二、千十八―五の各一部 飯能市大字岩沢六百六十一―一、六百六十一、六 百六十二、六百六十三―一、千十七の各先 | 指定に係る道路の位置 |
| 九十八・〇 | 九十七・〇 | 指定に係る 道路の延長 (単位メートル) |
| 四・〇 | 九・〇 | 指定に係る 道路の幅員 (単位メートル) |

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和三年九月七日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字岩沢六百八十七ー四、千二一一 飯能市大字岩沢五百三十五一一、五百三十四一 一、七百三一一、一三、六百八十七一一、一六、 六百八十六一一、一六、六百八十四一一、一三、 六百八十五一一、一三、六百八十三、六 百八十二一一、六百七十六、六百七十五一一、 六百七十三一一、六百七十四、千一一一、千二 一一、千三一一、一一、一三、千六一一の各一 部 飯能市大字岩沢五百三十五一一、五百三十四一 一、七百三一一、六百八十七一一、一一、一四、 六百八十六一一、一一、六百七十四、六百七十 五一一、六百七十八、千一一一、千二一一、一 二の各先</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 三百五十五・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 十六・〇 |

| | |
|------------------------|---|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和三年九月七日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字岩沢千七十四―二、千七十六―二、 飯能市大字岩沢千四十九―一、―三、―四、― 五、千四十八―一、千四十六、千四十五―一、 ―二、千八十一―五、―八、―十一、千七十六― 一、―四、千七十四―三、―五、―七、千七十 三―二、千七十二―一、―二、―十二、―十四、 ―十五の各一部</p> <p>飯能市大字岩沢千四十九―一、―三、千四十八 ―一、千四十五―一、―二、千四十六、千八十 ―五、千七十六―二、千七十四―二、千七十三 ―二、千七十二―二、―十二、―十五の各先</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 六十九・〇 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 六・〇 |

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和三年九月七日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字岩沢千四―四 飯能市大字岩沢千四―一、―二、―三、千五―一、―二、千八十九―二、―三、―五、九百九十五―一、―二、―五、―六、九百九十四―二、九百九十二、九百九十六―二、九百八十九―二、九百八十八―一の各先</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 百一・八 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 六・〇 |

| | |
|------------------------|--|
| 指定番号 | 第二号 |
| 指定に係る道路の種類 | 建築基準法第四十二条第一項第四号 |
| 指定の年月日 | 令和三年九月七日 |
| 指定に係る道路の位置 | <p>飯能市大字岩沢九百二十九―一、―五、―六、―七、―十、八百九十六―五、―六 飯能市大字岩沢九百六十三―七、九百二十四―四、九百二十八―二、―四、―七、―八、―九、九百二十九―二、―三、―八、―九、九百六十一―五、―七、九百三十八―一、―二、―三、―四、―五、九百四十、九百三十七、九百三十九、九百三十六―一、―二、―三、九百三十四―七、九百三十五―一、―二、九百七―一、―二、―三、八百九十六―一、―二、―七、九百八―二、九百九―三、―四、八百九十八―二、八百九十一―二、八百九十五―二、―三、八百九十四―三、―五、―六、八百九十三―一の各一部 飯能市大字岩沢九百二十四―四、九百二十九―一、―二、―三、―五、―六、―七、―八、―九、―十、九百二十八―四、―七、―八、九百三十五―一、九百三十八―一、―三、―四、九百六十一―一、―二、―三、九百九―四、九百六十一―五、―七、九百六十三―七、八百九十六―一、</p> |
| 指定に係る道路の延長 (単位メートル) | 百八十八・七 |
| 指定に係る道路の幅員 (単位メートル) | 十六・〇 |

| | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| | 第二号 | 指定番号 |
| | 建築基準法 第四十二条 第一項第四号 | 指定に係る 道路の種類 |
| | 令和三年九月 七日 | 指定の年月日 |
| 飯能市大字岩沢七百二十一、二十二、二十三、 五、七百十五の各一部 | 一五、八百九十八―二、八百九十一―二、八百 九十五―二、一三の各先 | 指定に係る道路の位置 |
| 五十五・五 | | 指定に係る 道路の延長 (単位メートル) |
| 四・〇 | | 指定に係る 道路の幅員 (単位メートル) |

告 示

埼玉県選管告示第五十六号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和三年九月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和三年九月十六日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他